

# 広域行政 ニューズレター

第10号 2003.1

発行 福島県総務部市町村課 地方分権・広域行政推進担当  
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16  
URL <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>  
E-mail [shichouson@pref.fukushima.jp](mailto:shichouson@pref.fukushima.jp)  
電話 024(521)7058 Fax 024(521)7904



## 今月のメニュー



「福島県市町村行政支援プラン」及び「福島県市町村合併支援プラン」について  
広域行政に関する最近の動き(平成15年1月10日現在)



県は1月7日、市町村合併や広域行政等の活用による行政体制の整備に向けた市町村の取組みに対して、できる限りの支援を行うとして、「福島県市町村行政支援プラン」及び「福島県市町村合併支援プラン」を策定しました。内容については以下のとおりです。

## 福島県市町村行政支援プラン

### 1 策定の考え方

地方分権が本格的な実行段階を迎えている今日、市町村は、新たな行政需要にも対応しつつ、総合的な自治体であることが求められており、加えて、現下の極めて厳しい財政状況に対処していくために、より効率的な行政体制の確立と行財政基盤の強化を図り、自治能力の一層の向上を実現していくことが要請されている。

これらの課題を総合的に解決するための有力な手段として合併があり、現在、各市町村においてはこれについての自主的・主体的な検討・取組みが行われている。一方、国においては多様な基礎的地方公共団体の在り方についても検討が進められており、市町村は、住民とともに論議を積み重ねることを通じて、将来のまちづくりを考え、自助努力の可能性・限界等を見極めながら、合併の是非に関する判断を行うとともに、その選択に応じて、行政と住民との協働や行財政基盤強化のための努力、さらには広域行政の活用等を含めた今後の自らの在り方を考えていくことが必要である。

県は、市町村のこうした取組みに対して、その主体性・自主性が十全に発揮されることを基本に、できる限りの支援を行うものであり、本プランは、この支援策の方向性・骨格をまとめたものである。

### 2 支援の考え方

県が支援を行う場合の基本的考え方は、以下のとおりである。

市町村の自主的・主体的な判断・取組みを尊重する。  
市町村の相談に応じ、イコールパートナーとしてともに考え、支援に努める。

に資するため、市町村の実情を踏まえつつ、市町村が取り組むべき課題や対応策等についての検討・研究を継続的に行う。



### 3 支援策

- (1) 市町村が合併の是非を判断するに当たっての支援  
市町村合併の是非の判断や行財政基盤の強化方策など、市町村が自らの在り方を考えるに当たっては、将来の行財政運営の見通しが大切な要素となる。国が

そのための前提等を未だ示していない中で市町村が行財政運営の見通しのシミュレーションに取り組むに当たって、県はこれを支援する。

## (2) 人的支援

市町村は、多様化・高度化する行政需要に応えるため、職務能力の向上を図る必要がある。このため、市町村が自らこの要請に応えられるまでの間、市町村から人事交流や職員の研修等の要請があり、その必要があると認められる場合は、県は、その受入れ等を行う。

## (3) 行政体制整備のための支援

合併の選択いかんにかかわらず、市町村は多様化・高度化する行政需要に応えるとともに、その裏付けとなる財政の健全化等に不断の努力が求められる。また、事務処理能力の向上や一層の効率化等は、すべての市町村に共通する普遍的な課題である。これらの課題に応えるため、新たな枠組みに応じた広域行政の検討

のみならず、次の展開可能性も視野に入れながら、以下の支援を行う。

ア. 市町村が、他市町村との機関・職員の共同設置、事務の委託、一部事務組合の拡充、広域連合の設置等を選択しようとする場合、求めに応じて関係市町村間の調整等を行うことについて検討する。

イ. 県と市町村が同種の事務を行っている分野の事務について、事務の委託を受けることや、県が市町村と事務を共同して処理することなどを研究する。

ウ. 市町村の健全な財政運営に資するよう、その求めに応じて市町村の財政診断を行う。

エ. 合併を選択した市町村に関する支援策については別に定める。

# 福島縣市町村合併支援プラン

## 1 策定の趣旨

県は、市町村合併についての自主的・主体的な検討の結果、合併しようとする市町村、又は合併に向けての協議を行う市町村に対して、その求めに応じて支援することとし、その支援策を福島縣市町村合併支援プランとして取りまとめた。

## 2 支援対象

以下を対象とする。

市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という。)第3条に基づく合併協議会(以下「法定合併協議会」という。)又はその構成市町村  
法定合併協議会に準ずる任意の合併協議会(以下「任意合併協議会」という。)又はその構成市町村  
合併重点支援地域に指定された市町村又は平成17年3月までに合併した市町村  
近隣市町村の市町村合併に関連して課題が生ずる市町村

## 3 支援の考え方

県が支援を行う場合の基本的考え方は、以下のとおりである。

合併しようとしている市町村では、新たなまちづくり

など、数々の困難が予想されることから、これに対してできる限りの支援を行う。

市町村建設計画策定に際しての事業の協議に当たっては、その計画期間を踏まえつつ、関係市町村の意向に可能な限り配慮する。

一部事務組合等による広域行政に市町村合併が与える影響についても配慮する。

市町村からの要請を踏まえて、今後順次、支援策の充実を図る。



#### 4 支援策の内容

各項目の末尾の番号は、2の支援対象の別に従い、各支援策の対象を示したものである。

##### (1) 合併協議に対する支援

###### ア. 合併協議会への参画( 、 )

法定合併協議会又は任意合併協議会が設置され、その円滑な運営を図るため、県職員の委員としての参画について要請があり、その必要が認められる場合には、県職員を委員として参画させる。

###### イ. 法定合併協議会事務局への人的支援( )

法定合併協議会が設置され、関係市町村の調整等を通じてその円滑な運営を図るため、県からの人的支援について要請があり、その必要があると認められる場合には、県職員により当該協議会事務局の事務を支援する。

###### ウ. 合併協議会の運営経費等への助成( 、 )

法定合併協議会又は任意合併協議会の運営が円滑に行われるよう、その調査検討や運営等に要する経費に対して助成を行う(広域行政体制整備推進事業交付金)。



##### (2) 人的支援

###### ア. 合併後の市町村等への指導主事の派遣( )

合併後の市町村の学校教育の指導体制の確保のため、関係市町村から要請があり、その必要があると認められる場合には、市町村教育委員会に指導主事を派遣する。

###### イ. 市町村職員の研修目的での受け入れ( )

合併関係市町村又は合併市町村から、合併を契機にその行政能力を向上させるために、その職員を県において実務研修させることを要請され、必要があると認められる場合には、これを受け入れる。

##### (3) 行政体制整備のための支援

###### ア. 市制施行に伴う業務の円滑実施のための支援( )

市制施行に伴い新たに実施することとなる業務が円滑に実施されるよう、事務引き継ぎ、事務運営に当たって必要な職員の研修や助言を行う。

##### (4) 財政的支援

###### ア. 市町村振興基金の合併市町村特別事業( )

合併市町村が行う合併特例債対象外の建設事業に対する優先貸付、充当率の高上げ等について検討する。

###### イ. 市町村振興基金の貸付条件に係る経過措置設定( )

特別事業枠又は準過疎地域振興枠の借入対象団体であった市町村が合併により対象外となった場合でも、合併前の対象地域内で行われる建設事業については、一定期間、従前の貸付条件を適用することを検討する。

##### (5) 国庫補助事業等の活用( )

市町村合併が当該地域に及ぼす影響や課題の発生に対応するに当たって、国の支援プランに掲げる補助事業等の活用を図る。

##### (6) その他の支援

###### ア. 一部事務組合等の広域組織の構成市町村の変更に当たっての助言等( 、 )

###### イ. 県の各種広域計画における圏域の見直し( 、 )

市町村合併後の状況に応じて、県の各種広域計画における圏域の見直しについて配慮する。

###### ウ. 町の要件の見直し( )

町を含む合併により新設された団体の人口が従来の条例の定める町の要件を満たさない場合にも、町となることができるよう、県条例で定める町の要件の見直しを実施

###### エ. 電子自治体共同運営システムの構築( 、 )

合併を選択した市町村及び選択しない市町村双方について効率的かつ高度な行政サービスを提供できるよう、電子自治体化の推進に当たって必要となる電子申請汎用受付システムを県と市町村共同で構築・運用する。

###### オ. 移動図書館巡回事業( )

図書館未設置町村を対象地域としている県立図書館の移動図書館巡回事業について、図書館未設置

町村が図書館設置市町村と合併した場合にも、継続実施する。

#### カ.埋蔵文化財の保護充実( )

埋蔵文化財の発掘は、複数市町村にまたがる大規模事業に伴うものについては県教育委員会が、単独市町村内の事業に伴うものについては当該市町村教育委員会が行ってきたところ、合併市町村については、当分の間、当該市町村教育委員会の調査体制を勘案し、県教育委員会が必要と認める場合は、発掘調査を実施する。

#### キ.市町村の区域をその区域とする

公共的団体の統合等についての調整等

##### (ア)公共的団体の合併に向けての活動の調整 助言等( )

市町村の区域をその区域とする公共的団体(社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会等)について、市町村が合併した場合に当該団体の合併等が円滑に行われるよう、関係団体間の調整 助言等を行う。

##### (イ)高齢者労働能力活用事業

(シルバー人材センター事業費補助金)( )

シルバー人材センターの合併を支援するため、合併に

より広域化したシルバー人材センターについて、一定期間その運営経費の補助を行う。

##### (ウ)小規模事業経営支援事業費補助金( 、 )

広域指導体制推進や合併を含む広域ビジョン策定等、商工会等による具体的な事業計画策定経費を補助する。

## 5 支援体制

### (1) 広域行政推進連絡会議

広域行政推進連絡会議は、2の支援対象に対する支援策の総合調整を行う。

### (2) 地方連絡会議

地方振興局に地方連絡会議を設置し、2の支援対象に対する相談体制を整備する。

### (3) 相談窓口

地方振興局企画振興部及び市町村課は、合併協議会等が具体的な検討を行うに当たっての窓口となる。

## 広域行政に関する最近の動き(H15.1.10現在)

### 県内の動き

14.12.2 田村6町村任意合併協議会の第1回会合が開かれ平成15年6月2日の法定合併協議会設立を目標とする事業計画をまとめる。

14.12.4 南会津合併検討研究会の第2回会議が開催され、田島、南郷、伊南、館岩の4町村が法定合併協議会に参加する意向を明らかにする。

14.12.26 会津若松市と北会津村は平成15年2月に任意合併協議会を設置することで合意。

14.12.27 合併協議を進めている棚倉、塙、鮫川の東白川地方3町村を県内初の合併重点支援地域に指定。

15.1.8 会津高田、会津本郷、新鶴の3町村が平成15年2月に法定合併協議会を設置することで合意。

15.1.10 二本松、安達、岩代、東和の4市町が任意合併協議会を設立。平成16年12月の新市誕生を目指す。



## 編・集・後・記

新春の候の話題に触れたくても、会津出身の私にしてみれば県内全体を網羅する言い方をするのは難しいものです。いわき方面の天気は考えられないほどで、大雪の中会津から長靴を履いて行って笑われたものです。

合併の議論も平成17年3月という一応の期限を見据えて議論にも熱が入ってきたようです。そんな中であって、多様な住民の声を反映させていくのは大変なことだと思いますが、合併してもしなくても必ず通らなければならない「道」があるのだと思います。住民の手で創る「まちづくり」などはその最たるものかもしれません。言うのは簡単ですが、実行するのは容易でないものですね・・・^^;(達)